

昭和四七年一月一三日起案

昭和四七年一月一三日決裁

主査

第一部長

参事官

長

官



参事官補

次長

了

総務主幹



自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から自衛行動に

対し提出要求のあつた標記の資料(別添)について、

同行から当方の見解を求められたが、検討したところ

内閣法制局

ろ、当方において特に異を申し立てるに及ばざると考
えらるゝ。ハカハカ。

御高裁を仰ぎます。

内閣法制局

自衛行動の範囲

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の武力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及びることができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような

平成 27 年 9 月 4 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
 民主党・新緑風会 小西洋之
 出典：内閣法制局資料より小西洋之事務所作成

観点から、一応、^{いわゆる}「海外派兵とは、^{一般的にいえば}武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。

4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもなお座して自滅を待つべしということが憲法の趣旨とするところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきものである。

5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうあるかを明確にされたいのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた条件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一応、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、最終的には内閣総理大臣が判断すべき

~~の~~ ~~あり~~ ~~手~~ ~~長~~、さらに ~~防衛~~ ~~出動~~ ~~後~~ ~~に~~ ~~お~~ ~~い~~ ~~て~~ ~~の~~ ~~戦~~ ~~闘~~ ~~状~~ ~~態~~ ~~に~~ ~~お~~ ~~い~~ ~~て~~、^{「その中」} 具体的な状況に応じて適切な自衛行動がとれるものと思われるが、現段階において憲法論としては抽象的な原理基準でやむを得ないものと考えられる。

平成 27 年 9 月 4 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 小西洋之
出典：内閣法制局資料より小西洋之事務所作成